

《割引・減免・助成》

(1) 重度心身障害者タクシー料金助成制度

重度心身障害者に、タクシー料金の一部を助成します。「割引乗車券(タクシー券)」の交付を受けてください。

<受給要件・対象者>

- ・身体障害者手帳1級及び2級。ただし、聴覚障害のみの場合を除く。
- ・療育手帳「A」
- ・精神障害者保健福祉手帳1級及び2級

ただし、次の方は対象となりません。

- 1 特定の施設に入所している方(通所者を除く。)
- 2 軽自動車税又は自動車税の減免を受けている方
- 3 外出支援サービスを受けている高齢者

<助 成 額>

5割 1回の乗車につき1,000円を限度(10円未満切捨て)

原則、年間48回(2冊)を限度とします。[ただし、3か月以上にわたり医療機関等に継続して週1回以上通院している方は年間96回(4冊)まで、腎臓機能障害で人工透析のために通院されている方は年間336回(14冊)まで、交付できます。]

<利用できるタクシー>

アンビ・ア タクシー	☎628-2135	港タクシー	☎627-3710
丸新交通	☎641-0404	静鉄タクシー	☎641-0010
藤枝タクシー	☎643-5111	志太交通	☎644-2222
エムエータクシー	☎621-2007	小泉タクシー	☎622-0016
島田タクシー	☎0547-35-3535	平和タクシー	☎0547-36-1000
リボン介護タクシー	☎0120-631-656	みsora福祉タクシー	☎659-6012
介護タクシー英弘サービス	☎0548-23-5837	大鉄タクシー	☎0547-45-2121
介護タクシー一歩	☎090-6616-0905	静岡民間救急	☎346-3299
やすらぎ介護タクシー	☎643-0212		

<手 続 き 窓 口>障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

<手続きに必要なもの>

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳

<使用上の注意>

- ・乗車の際に「割引乗車券」に必要事項を記入し、必ず手帳とともに運転手に提示してください。
- ・乗車券の有効期間は、4月1日から3月31日までです。
- ・新年度の4月からの乗車券は、3月の最終週から交付を開始します。

(2) タクシー運賃割引制度

<対 象 者>

身体障害者手帳又は療育手帳所持者(Ⓢ精神障害者保健福祉手帳のみの所持者は、対象外)

<割 引 率>

1割(静岡県内のタクシー会社で利用できます。)

<使 用 方 法>

タクシー乗車時に、身体障害者手帳又は療育手帳を運転手に提示する。

(3) JR旅客運賃

<対象者>

身体障害者手帳又は療育手帳所持者

<割引内容>

	第1種障害者		第2種障害者
	単独利用	介護者付利用	単独利用
普通乗車券	片道100kmを超える場合に50%の割引	距離制限なく、本人・介護者とも50%の割引	片道100kmを超える場合に50%の割引
定期乗車券	割引なし	本人・介護者とも50%の割引	割引なし
回数乗車券	割引なし	本人・介護者とも50%の割引	割引なし
普通急行券	割引なし	本人・介護者とも50%の割引	割引なし

なお、12歳未満の第2種障害者が介護者付利用の場合には、定期乗車券に限り、介護者に割引があります。

<割引方法>

身体障害者手帳又は療育手帳を駅の窓口に提示し、乗車券を購入してください。ただし、第1種障害者が介護者付で片道100kmまでの乗車券を購入するときは、自動券売機で小児券（大人の半額）を購入できます。

手帳を提示の上、有人改札をお通りください。

特急料金等の割引「ジパング倶楽部特別会員」

身体障害者手帳をお持ちの、60歳以上の男性又は55歳以上の女性が、「ジパング倶楽部」に加入すると、特急券、急行券なども割引になります。（一般のジパング倶楽部会員より、年会費が安く、加入できる年齢も低く設定されています。）

年会費、割引内容や申込方法など、制度の詳細については、静岡県身体障害者福祉会にお問い合わせいただくか、JR東海のウェブサイト（<https://railway.jr-central.co.jp/tickets/zipangu-club/index.html>）にてご確認ください。

<問合せ先>

静岡県身体障害者福祉会 ☎252-7829

(4) バス運賃

<対 象 者>

身体障害者手帳又は療育手帳所持者

<割 引 内 容>

区分	身体障害者	知的障害者	割引率
単独用	身体障害者手帳所持者	療育手帳所持者	普通券⇒5割 定期券⇒3割
介護付	1種障害者と介護者 (定期券は、12歳未満の2種 障害者と介護者を、追加)	療育手帳所持者と介護者	

㊦ 1種障害者が介護者付で乗車する場合は、障害者手帳に「介護」印が必要です。

㊦ 小児定期旅客運賃は割引されません。

㊦ バス運賃の割引は県内のバスに限られます。

<利 用 方 法>

- ・普通券の場合…バスを降りるとき乗務員に手帳を提示してください。
- ・定期券の場合…静鉄ジャストラインは定期券購入時に障害者手帳を提示してください。その他のバス会社の定期券を購入する際には、直接バス会社にお問合せください。

<手 続 き 窓 口>障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

<手続きに必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は療育手帳

(5) 航空運賃

12歳以上の、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者が、国内線を利用するとき運賃が割引されます。

障害者本人のほか、介護者（航空会社が介護能力があると認める満12歳以上の方）が割引される場合もあります。

障害者に対する割引運賃は、各航空会社がそれぞれ設定するものであり、航空会社又は路線によって異なることがありますので、詳細は、各航空会社にお問い合わせください。

<購 入 手 続 き>

各航空会社、支店、営業所及び指定代理店等の窓口で、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

(6) 有料道路の通行料金

<対 象 者>

- ・自ら運転する場合…全ての身体障害者
- ・介護者が運転する場合…①重度の身体障害者（身体障害者手帳の第1種の方）
②重度の知的障害者（療育手帳の「A」の方）

③ 1 登録自動車は本人又は家族が所有するもので障害者1名につき1台に限ります。

③ 2 営業用の自動車は除きます。

③ 3 車両の用途は、原則は「乗用」ですが、「貨物」については「乗用」と類似した構造・機能を有するもの（乗車定員4人以上10人以下で、かつ最大積載量が500kg以下のもの）

③ 4 通勤、通学、通院など日常生活で有料道路を利用する障害者のための制度です。

<割 引 率>

通常料金の5割（ETC割引は重複して適用されません）

<利 用 方 法>

- ・福祉事務所で割引手続きをした身体障害者手帳又は療育手帳を料金所で提示してください。
- ・ETC利用の際には、登録されたETCカードを登録された車両のETC車載器に挿入し、ETCレーンを通行してください。
- ・割引措置には有効期限がありますので、更新手続きが必要です。

<手続きに必要なもの>

- ・身体障害者手帳又は療育手帳
- ・車検証、自動車検査証記録事項
- ・運転免許証（障害者本人が運転の場合）
- ・さらにETCをご利用の場合は、
 - ①ETCカード（障害者本人名義のもの。ただし、未成年の重度障害者の場合は、親権者名義でも対象になります。）
 - ②登録を希望される自動車に取り付けられた車載器の「ETC車載器セットアップ申込書・証明書」

※登録車両以外の車両（タクシー乗車時等）でも割引を受けられるようになりました。登録する車両は無いが有料道路の割引を受けたい場合は、身体障害者手帳又は療育手帳をご持参の上、手続きを行ってください。

<手 続 き 窓 口>障害福祉課 障害福祉担当

大井川市民サービスセンター 受付担当

※オンラインでも手続きが行えるようになりました。詳細についてはウェブサイト (<https://www.expressway-discount.jp>) にてご確認ください。

<問 合 せ 先>

- ◇ 割引制度については、
中日本高速道路株式会社 NEXCO中日本お客さまセンター
☎0120-922-229
☎052-223-0333（上記の番号が利用できない場合）
- ◇ 手続きについては、
障害福祉課 障害福祉担当

(7) NHK放送受信料

<全 額 免 除>

- ・生活困窮者
- ・市民税非課税世帯の、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の所持者

<半 額 免 除>

その者が世帯主である、

- ・視覚障害者
- ・聴覚障害者
- ・身体障害者手帳（１・２級）の所持者
- ・重度戦傷病者
- ・療育手帳(「A」)の所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳(１級)の所持者

<免除申請手続き>

障害福祉課 障害福祉担当又は大井川市民サービスセンター受付担当で証明を受け、下記へ送付してください。

※ただし、１月１日現在の住所が焼津市に無かった場合は（申請する月が１～６月の場合は前年の１月１日、７～１２月の場合はその年の１月１日現在）、その時に住所のあった市区町村で非課税証明を取得し、ご自身でNHKに申請していただきます。申請方法等の詳細については、NHK静岡放送局にご確認ください。

●NHK静岡放送局 営業部 〒422-8790 静岡南郵便局 私書箱第7号
☎654-5200

<手続きに必要なもの>

- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・印鑑

(8) 駐車禁止除外標章

警察の許可を受けると駐車禁止区域内でも他の交通の妨げにならない限り駐車できます。

<対 象 者>

- ・上肢障害(1級、2級の1、2級の2)、下肢障害(1級～4級)、体幹障害(1級～3級)、視覚障害(1級～3級、4級の1)、聴覚障害(2級～3級)、平衡機能障害(3級)、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害の上肢障害〔1級、2級(両上肢)〕、移動障害(1級～3級)、内部障害(1級～3級)、の身体障害者手帳所持者
- ・療育手帳「A」所持者
- ・精神障害者保健福祉手帳1級所持者
- ・戦傷病者で障害の程度が該当する者で、通常の歩行が困難な者

⑤ ただし、目的・場所・運転者等各種の制限がありますので、詳しくは警察署にお尋ねください。

<手続きに必要なもの>

- ・印鑑
- ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳
- ・運転免許証
- ・車検証

<手 続 き 窓 口>焼津警察署 交通課 ☎624-0110

(9) 点字郵便物等料金

視覚障害者用の点字郵便物や特定録音物等郵便物が無料になります。

⑤ 特定録音物等郵便物は、指定施設の発信受信するものに限ります。

<問 合 せ 先>焼津郵便局 焼津市焼津1-4-1 ☎0570-943-194

(10) 無料番号案内「ふれあい案内」

目や上肢等がご不自由な方、知的障害や精神障害を有している方で、次の方について無料で電話番号をご案内します。ご利用には事前に登録が必要です。

<対象者>

身体障害者手帳所持者	視覚障害（1級～6級） 肢体不自由（上肢・体幹・乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）（1級～2級） 聴覚障害（2級、3級、4級、6級） 音声・言語・そしゃく機能障害（3級、4級）
戦傷病者手帳所持者	視覚障害（特別項症～第6項症） 肢体不自由（上肢）（特別項症～第2項症） 聴覚障害（第2項症、第4項症） 音声・言語・そしゃく機能障害（第1項症、第2項症、第4項症）
療育手帳所持者	
精神障害者保健福祉手帳所持者	

<問合せ先>

☎フリーダイヤル 0120-104174（午前9時から午後5時まで）

FAXフリーダイヤル 0120-104134（午前9時から午後5時まで）

(11) 精神障害者保健福祉手帳所持者の交通機関の割引

割引運賃は、各旅客会社がそれぞれ設定するものであり、旅客会社によって異なることがありますので、詳細は、各旅客会社にお問い合わせください。

① 乗合バス運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人が、その手帳を提示したときに割引を受けられます。また、手帳1級の方が介護者付で乗車する場合には、介護者も割引されます。

ただし、他県バスと相互乗り入れをしている高速バスは除きます。

<運賃の割引>

普通旅客運賃は5割引、定期旅客運賃はバス会社により異なります。

<実施バス会社>

しずてつジャストライン、大井川鉄道 ほか

② 電車運賃の割引

精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人がその手帳を提示したときに割引を受けられます。また、手帳1級の方が介護者付で乗車する場合には、介護者も割引されます。

<運賃の割引>

普通旅客運賃は5割引、定期旅客運賃は鉄道会社により異なります。

<実施鉄道会社>

静鉄電車、遠鉄電車、天竜浜名湖鉄道

(12) 携帯電話基本使用料等の割引

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている方(等級不問)が対象です。

具体的な割引内容や手続きについては、各社ごとに異なりますので、携帯電話取扱店にご相談ください。